

「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金」 に関するよくあるお問い合わせ

R2. 7. 20 現在

Q 1 給付金給付の要件は？

以下のとおりとなっています。

- ①国の持続化給付金を受給していること
- ②令和2年1月～12月で、連続する3ヶ月の事業収入の合計額が、対前年（又は前々年）の同じ時期と比べて50%以上減少していること
- ③上記②の3ヶ月の社会保険料を納付していること（又は猶予の特例の対象となっていること）
- ④高知県税の滞納がないこと、又は徴収猶予を受けていること
- ⑤暴力団員等に該当しないこと

Q 2 給付対象はどういった業種となるか？

国の持続化給付金を受けた事業者が対象となるため、国と同じです。

すべての業種が対象となっていますが、以下の者は対象外です。

- ①法人税法別表第1に規定する公共法人
- ②風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」
- ③政治団体
- ④宗教上の組織もしくは団体
- ⑤給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

Q 3 事業収入の合計額を前々年で比較するのは、どういった場合になるか？

前年、前々年のどちらで比較していただいても構いません。

ただし、前々年比とする場合は、前々年比とした理由を、様式3の1売上について（2）にある「前々年を選択した場合はその特殊事情」に記載してください。

この欄に記載があれば、前々年比と比較していただくことが可能となります。

ただし、その理由が不適切と判断した場合は、調査を行います。

前々年比を選択する特殊事情には、以下の内容が考えられます。

(例) 前年に罹災したため、事業収入が通常時に比べて大きく減少した期間がある。

前年に施設改修工事等により営業を停止していたため、事業収入が通常時に比べて大きく減少した期間がある。

前年に業況の悪化の影響を受け、事業収入が大幅に減少していた時期がある。

Q4 給付金の給付額はいくらになるか。

従業員規模や社会保険料（事業主負担相当分）の納付額に応じ、給付金の額は異なります。
給付金HPに試算フォームがあります。

【算定方法】

(社会保険料(事業主負担相当分)3ヶ月分×県内従業員数/全従業員数－国の持続化給付金受給額×3/12) ×2/3

【上限額】 1,000 万円

Q5 対象となる社会保険料とは何か？

健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金を指します。

Q6 社会保険料は任意の3ヶ月を記載してよいのか？

申請要件の「連続する3ヶ月の事業収入（売上）の合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少」の対象になった3ヶ月と同じ期間の社会保険料が対象となります。

社会保険料の納付期限は翌月の末日となっており、対象となる当月分の保険料は翌月に納付することになりますので、当月分の保険料を納付した後に「社会保険料の納付（又は猶予）及び納付額が分かる書類」をご提出ください。

(例)

売上減少で比較した 連続する3ヶ月	3月分売上	4月分売上	5月分売上
算定用（上記期間）の 社会保険料	3月分保険料	4月分保険料	5月分保険料
※納付目的年月の 納付期限（納付月）	4月末日	5月末日	6月末日

Q7 国民健康保険や国民年金は対象になるのか？

国民健康保険、国民年金ともに事業主負担がありませんので対象となりません。

Q8 今年に入ってから創業した事業者は対象になるのか？

国の持続化給付金と同様、対象となります。

具体的には、令和2年3月までに創業し、事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となります。

この場合、売上減少の対象となる月は令和2年4月以降となります。

Q9 認定経営革新等支援機関とはどのような機関を指すのか？

中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、税理士事務所、中小企業診断士事務所、商工会、商工会議所、金融機関などになります。

具体的には、中小企業庁ホームページ、金融庁ホームページでご確認ください。

Q10 申請書類はどこで入手できるのか？

県経営支援課 HP からダウンロード及び下記の場所で入手できます。

①県庁本庁舎ロビー：平日、土日、祝日 8:30～17:15

②県合同庁舎及び県税事務所：平日のみ 8:30～17:15

③市町村役場：平日のみ 8:30～17:15

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせは申請受付センター（088-821-7566）までご連絡ください。

Q11 申請に必要な書類は何か？

必要な書類は、以下のとおりです。

①（様式1）申請書

②（様式2）誓約書

③（様式3）売上減少等の証明書（認定支援機関の証明が必要）

④国の持続化給付金の給付通知書（表裏の写し）

⑤高知県税の滞納がない（又は徴収猶予を受けている）旨を証する納税証明書

⑥「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の負担額が分かる書類（写し）

若しくは「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）

⑦振込先口座と口座名義が分かる通帳等（写し）

Q12 認定支援機関に提出する参考様式は、県に提出する必要があるか。

参考様式①～③については、県に提出する必要はありません。認定支援機関に証明を依頼する際にご活用ください。

Q13 国の持続化給付金の給付通知書を紛失した場合はどうすればよいか。

以下の書類を提出してください。

【個人】

- ①本人確認書類の写し
- ②国の持続化給付金のマイページに添付した確定申告書第一表

【法人】

- ①国の持続化給付金のマイページに添付した法人税確定申告書別表一

【共通（個人・法人）】

- ①国の持続化給付金の入金を確認された通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ目の口座情報+国の持続化給付金の受給の記帳情報）
- ②国の持続化給付金のマイページの写し（申請番号、事業者名、本店所在地、口座情報が分かる部分）

Q14 どのような方法で申請できるか。（郵送か？窓口か？電子か？）

郵送もしくはHPの申請フォームからの電子申請となります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受付は行っておりません。

Q15 申請受付センターは土日祝日も開設となるのか。

平日のみの開設となります。

問い合わせ対応（電話）は9時から17時までとなります。

Q16 ホームページを見られない人は郵送してくれるのか。

申し訳ありませんが、郵送は対応しておりません。

HP もしくは以下の場所で入手してください。

①県庁本庁舎ロビー：平日、土日、祝日 8:30～17:15

②県合同庁舎及び県税事務所：平日のみ 8:30～17:15

③市町村役場：平日のみ 8:30～17:15

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせは申請受付センター（821-7566）までご連絡ください。

Q17 給付金はいつ頃給付されるのか。

必要書類、書類の記載に不備がない場合、通常、受付から2週間程度で給付します。
7月末から給付を開始する予定です。